

議案第 7 3 号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の給与に関して、国家公務員に準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第7条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第15条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第2項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「以下「運賃等相当額」という」を「以下この号において「運賃等相当額」という」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第1号及び第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第12条」を「第6条第1項から第8項まで、第12条」に改める。

附則に次の7項を加える。

（60歳超職員の給料月額の特例）

19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 大口町職員の定年等に関する条例（昭和58年大口町条例第3号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特

定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（町長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町長が規則で定めるところにより、附則第21項及び第22項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

別表第 1 職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

別表第 2 職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 193,600	円 204,700	円 223,200	円 244,000

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の規定による改正後の大口町職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 19 項から第 25 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。ただし、この項及び次項においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大口町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号）第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大口町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第20条第3項の規定を適用する。

6 新条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手

当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは

「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新条例第 6 条、第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 4 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 第 1 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(初任給、昇給、昇格等の基準)	(初任給、昇給、昇格等の基準)
第6条 略	第6条 略
2 略	2 略
3 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前において町長が規則で定める日以前1年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして町長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。	3 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前において町長が規則で定める日以前1年間における <u>その者の勤務成績</u> に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして町長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
4 略	4 略
5 55歳（町長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	5 55歳（町長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>その者の勤務成績</u> が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
6～8 略	6～8 略
(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)	(再任用職員の給料月額)
第7条 法第22条の4第1項により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務	第7条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

新	旧
<u>時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (通勤手当) 第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この項から第2項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第2項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

新	旧
(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>以下この号において「運賃等相当額」という。</u>）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。</u>）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額） ア～ス 略	(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより<u>算出したその者の</u>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>以下「運賃等相当額」という。</u>）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者が</u>2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者の</u>通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額） ア～ス 略
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者の</u>通勤手当に係る支給単位期

新	旧
期間のうち最も長い支給単位期間につき、 5万5,000円に当該支給単位期間の月 数を乗じて得た額)、第1号に定める額又 は前号に定める額	間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万5,000円に当該支給単位期間の月数 を乗じて得た額)、第1号に定める額又は 前号に定める額
3～5 略	3～5 略
(時間外勤務手当)	(時間外勤務手当)
第16条 略	第16条 略
2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間 につき、第23条第1項に規定する勤務1時 間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時 間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれ ぞれ100分の125から100分の150 までの範囲内で町長が規則で定める割合(そ の勤務が午後10時から翌日の午前5時まで の間にある<u>場合には</u>、その割合に100分の 25を加算した割合)を乗じて得た額とす る。	2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間 につき、第23条第1項に規定する勤務1時 間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時 間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれ ぞれ100分の125から100分の150 までの範囲内で町長が規則で定める割合(そ の勤務が午後10時から翌日の午前5時まで の間にある<u>場合は</u>、その割合に100分の2 5を加算した割合)を乗じて得た額とする。
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤 務時間が割り振られた日において、正規の勤 務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤 務の時間とその勤務をした日における正規の 勤務時間との合計が7時間45分に達するま での間の勤務に対する第2項の規定の適用に ついては、同項中「正規の勤務時間以外の時 間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれ ぞれ100分の125から100分の150 までの範囲内で町長が規則で定める割合(そ の勤務が午後10時から翌日の午前5時まで の間にある<u>場合には</u>、その割合に100分の 25を加算した割合)」とあるのは「100 分の100(その勤務が午後10時から翌日 の午前5時までの間にある<u>場合には</u>、その割 合に100分の25を加算した割合)」とす る。	3 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間 が割り振られた日において、正規の勤務時間 以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時 間とその勤務をした日における正規の勤務時 間との合計が7時間45分に達するまでの間 の勤務に対する第2項の規定の適用につい ては、同項中「正規の勤務時間以外の時間に した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の125から100分の150までの 範囲内で町長が規則で定める割合(その勤 務が午後10時から翌日の午前5時までの間 にある<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加 算した割合)」とあるのは「100分の10 0(その勤務が午後10時から翌日の午前5 時までの間にある<u>場合は</u>、その割合に100 分の25を加算した割合)」とする。
4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例 第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条	4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例 第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条

新	旧
例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 5 略 (1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175） (2) 略 6 略 (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第2項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合 (2) 略	例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 5 略 (1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175） (2) 略 6 略 (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第2項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合 (2) 略

新	旧
7 略 (期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項から第3項まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日の前年度における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 略 (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額	7 略 (期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日の前年度における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 略 (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に当該再任用職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

新	旧
<u>務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外) 第24条の2 <u>第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> 附 則 1～18 略 <u>(60歳超職員の給料月額の特例)</u> 19 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u> 20 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> (1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u> (2) <u>大口町職員の定年等に関する条例（昭和58年大口町条例第3号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2</u>	<u>用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略 (<u>再任用職員</u>についての適用除外) 第24条の2 <u>第12条、第13条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。</u> 附 則 1～18 略

新	旧
<u>項の規定により延長された期間を含む。)</u> <u>を延長された同条例第 6 条に規定する職を</u> <u>占める職員</u> <u>(3) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定</u> <u>により勤務している職員（同条例第 2 条に</u> <u>規定する定年退職日において前項の規定が</u> <u>適用されていた職員を除く。）</u> <u>2 1 法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職</u> <u>への降任等をされた職員であって、当該他の</u> <u>職への降任等をされた日（以下この項及び附</u> <u>則第 2 3 項において「異動日」という。）の</u> <u>前日から引き続き同一の給料表の適用を受け</u> <u>る職員のうち、特定日に附則第 1 9 項の規定</u> <u>により当該職員の受ける給料月額（以下この</u> <u>項において「特定日給料月額」という。）が</u> <u>異動日の前日に当該職員が受けていた給料月</u> <u>額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額</u> <u>に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを</u> <u>切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を</u> <u>生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるも</u> <u>のとする。以下この項において「基礎給料月</u> <u>額」という。）に達しないこととなる職員</u> <u>（町長が規則で定める職員を除く。）には、</u> <u>当分の間、特定日以後、附則第 2 0 項の規定</u> <u>により当該職員の受ける給料月額のほか、基</u> <u>礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当</u> <u>する額を給料として支給する。</u> <u>2 2 前項の規定による給料の額と当該給料を</u> <u>支給される職員の受ける給料月額との合計額</u> <u>が第 5 条第 3 項の規定により当該職員の属す</u> <u>る職務の級における最高の号給の給料月額を</u> <u>超える場合における前項の規定の適用につい</u> <u>ては、同項中「基礎給料月額と特定日給料月</u> <u>額」とあるのは、「第 5 条第 3 項の規定によ</u> <u>り当該職員の属する職務の級における最高の</u> <u>号給の給料月額と当該職員の受ける給料月</u> <u>額」とする。</u>	

新									旧								
2 3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 1 9 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 2 1 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町長が規則で定めるところにより、附則第 2 1 項及び第 2 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 2 4 附則第 2 1 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 1 9 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町長が規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 2 5 附則第 1 9 項から前項までに定めるもののほか、附則第 1 9 項の規定による給料月額、附則第 2 1 項の規定による給料その他附則第 1 9 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。																	
別表第 1（第 4 条、第 7 条関係）									別表第 1（第 4 条、第 7 条関係）								
行政職給料表（一）									行政職給料表（一）								
職員の 区分	職務 の級 号給	1 級 給料 月額	2 級 給料 月額	3 級 給料 月額	4 級 給料 月額	5 級 給料 月額	6 級 給料 月額	7 級 給料 月額	職員の 区分	職務 の級 号給	1 級 給料 月額	2 級 給料 月額	3 級 給料 月額	4 級 給料 月額	5 級 給料 月額	6 級 給料 月額	7 級 給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用 職員以 外の職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	再任用 職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

新						旧					
別表第 2（第 4 条、第 7 条関係） 行政職給料表（二）						別表第 2（第 4 条、第 7 条関係） 行政職給料表（二）					
職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用 職員以 外の職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	再任用 職員					
		円	円	円	円			193,600	204,700	223,200	244,000
		193,600	204,700	223,200	244,000						

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

定年延長に伴い、60歳を超える職員の給与の取り扱いに関する特例等を定めるものです。

2 改正の概要

用語の改正	「再任用職員」「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正します。
第7条	定年前再任用短時間勤務職員の給料月額 「給料表の定年前再任用短時間勤務の欄に掲げる基準給料月額」×（「勤務時間」÷「正規の勤務時間」）
制定附則 第19項	60歳を超える職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以降、7割水準になります。
制定附則 第20項	給料7割措置の適用除外者 ① 臨時的任用職員、任期付き職員及び非常勤職員 ② 管理監督職の異動期間を延長された職員 ③ 定年の特例事由により勤務延長された職員
制定附則 第21項	管理監督職上限年齢により他の職への降任等をした職員の給料月額（特定日給料月額）が、降任等前に受けていた給料月額の7割（基礎給料月額）に達しない職員に対しては、その差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を給料として支給します。

	A : 基礎給料月額 B : 特定日給料月額 A - B : 管理監督職勤務上限年齢調整額
制定附則 第22項	基礎給料月額が、降任後の職務の級における最高号給の給料月額を上回る場合は、当該最高号給を給料月額の上限として算定します。
制定附則 第23項	管理監督職でない職員で給料月額7割措置を受ける職員についても、管理監督職であった職員との権衡上必要な場合は、給料月額を調整できます。
制定附則 第24項	管理監督職でない職員で給料月額7割措置を受ける職員について、任用の事情を考慮して、権衡上必要な場合は、給料月額を調整できます。
改正附則 第2条	制定附則第19項から第25項までの規定は、施行日前に勤務延長されていた職員には適用しません。
改正附則 第3条	① 暫定再任用職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員の給料表を適用します。 ② 暫定再任用職員の育児短時間勤務に係る給料月額の算出について規定しています。 ③ 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、定年前再任用職員短時間勤務職員と同様に算出します。 ④ 暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用職員短時間

	勤務職員みなして給与条例を適用します。 ⑤ 暫定再任用職員の期末手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用します。 ⑥ 暫定再任用職員の勤勉手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用します。 ⑦ 「初任給、昇給、昇格等の基準」、「扶養手当」及び「住居手当」については、暫定再任用職員には適用しません。 ⑧ 暫定再任用に関し必要な事項は、規則で定めます。
--	---

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。